

手形・小切手の全面的な電子化に向けた対応について  
～当 J A の電子交換所脱退にかかる対応～

平素より当 J A ・ J A バンクをご利用いただき、誠にありがとうございます。

手形・小切手の全面的な電子化につきましては、政府の方針・要請のもと、産業界・金融業界が一体となって進めているところであり、これらの社会的要請や各金融機関の取組みも踏まえ、当 J A におきましては令和 9 年 3 月末をもって電子交換所を脱退することとなりました。

つきましては、下記のとおり対応いたしますので、ご理解の程お願い申し上げます。

なお、お客様におかれましては、この機会にインターネットバンキング等の電子的決済手段の活用をご検討くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 今回の対応

(1) 他金融機関を支払地とする手形・小切手の取扱い

令和 9 年 3 月 26 日（金）をもって、他金融機関が支払地となっている手形・小切手の貯金入金扱いの受付を終了いたします。

また、令和 9 年 3 月 31 日（水）をもって、他金融機関を支払地とする手形・小切手の取立受付も終了いたします。

2. 既に開始・公表済みの取組み

(1) 令和 7 年 4 月 1 日開始

ア. 手形・小切手の取立受付の停止

令和 9 年 4 月 1 日（木）以降が期日の手形・小切手の取立受付を停止しております。

イ. 新規当座貯金口座の開設受付の停止

新規当座貯金口座の開設受付を停止しております。

ウ. 既存の当座貯金口座からの出金方法の拡充

すでに開設済の当座貯金口座につきましては、払戻請求書および通帳による出金が可能となっております。

(2) 令和 8 年 4 月 1 日開始

ア. 手形・小切手帳の発行受付終了

手形・小切手帳の発行申込の受付を終了いたします。

イ. 自己宛小切手の発行停止

自己宛小切手の発行を停止いたします。

以上